附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「改正後私学共済法」という。）第二十五条において準用する改正法附則第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二条第一項第二号及びこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正後私学共済規則」という。）第一条の四の二第一項の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者であって、この省令の施行の際現に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き加入者と同一の世帯に属し、主として当該加入者の収入により生計を維持している間（その者が当該加入者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合にあっては、主としてその加入者の収入により生計を維持している間）に限り、改正後私学共済法第二十五条において準用する改正後国共済法第二条第一項第二号及び同令第一条の四の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　加入者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後私学共済規則第一条の五第二項各号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した同項の規定による届書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出することができる。

3　改正法附則第七条の規定及びこの省令の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者を有する加入者は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の五第一項及び同令様式第八号の例により、令和二年四月一日における状況を記載した申請書を事業団に提出することができる。

4　改正後私学共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付及び退職等年金給付を受けることができる加入者（次項において「短期給付適用除外加入者」という。）は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の六第二項各号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した同項の規定による届書を事業団に提出することができる。

5　改正法第十五条の規定の施行により国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第三号に規定する国民年金第三号被保険者に該当しなくなる配偶者を有する短期給付適用除外加入者は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の六第一項の例により、令和二年四月一日における状況を記載した届書を事業団に提出することができる。

○農林水産省令第三十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣　江藤　拓

第一条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）
1　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	1　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
(1)　飼料一般の成分規格	(1)　飼料一般の成分規格
ア～カ　（略）	ア～カ　（略）
キ　(ア)　魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。	キ　(ア)　魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。
(イ)　飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。	(イ)　飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。
ク　（略）	ク　（略）
ケ　(ア)　鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるβ－アポ－8'－カロチン酸エチルエステルを含んではならない。	ケ　(ア)　鶏を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるβ－アポ－8'－カロチン酸エチルエステルを含んではならない。
(イ)　飼料添加物であるβ－アポ－8'－カロチン酸エチルエステルの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。	(イ)　飼料添加物であるβ－アポ－8'－カロチン酸エチルエステルの飼料中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。